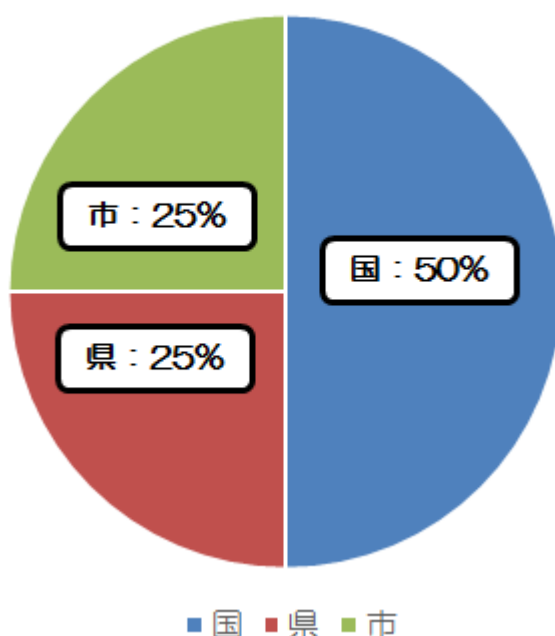


4 地籍調査の実施者と費用

地籍調査は自治事務として、市町村等の地方公共団体が中心となって実施されています。

市町村が実施する場合、その調査に必要な経費の 1/2 は国が補助しており、1/4 は都道府県が補助しています。さらに、市町村や都道府県が負担する経費については、80% が特別交付税措置の対象となっていることから、実質的には市町村は 5% の負担で地籍調査事業を実施することが可能です。

地籍調査事業負担割合



このように、事業に要する経費は市町村、都道府県、国が負担しており、地元住民の方に個別に負担を求めることはありません。